

キーワードで考える戦後大学史

女子学生亡国論

新村 洋史

しんむら・ひろし

中京女子大学

この論調は、高等教育への女性の増大とあいまって登場した。敗戦後の一九五〇年頃に始まり、一九六一年五月、早稲田大学文学部教授であった暉峻康隆（てるおかやすたか）が『早稲田公論』創刊号・特集「曲がり角にきた新制大学」にコメントを寄せた文章をきっかけに、マスコミで広く流布された。暉峻は、「大学の文学部はいまや女子学生に占拠され、花嫁学校化した。文学を生涯をかけメシのタネにするならいざ知らず、家庭人になる彼女らが文学部を占拠するようでは日本もおしまいだ」と揶揄した。

一九七七年にも、この調子で中山茂（国土館大学、政治学）著『女子大学生亡国論』（大陸書房）が出されている。

ジャーナリズムを賑わした一連のこの論調を俯瞰すれば、次の諸点に特徴がある。

①女子学生の急増は大学の学問レベルを下げ、学問の継承発展を困難ならしめたとする。
②大学で学んだものが社会的に還元されず、無駄になるとする。

③女性の経済力には限界があり、私立大学を財政的に援助する助けにならないという。

④女子学生の現象面、意識や心構えの面のみを一面的に攻撃・非難するだけで、社会的・経済的な構造から女子学生の増大や大学のあり方を分析検討していない。

こうして、女子学生亡国論（以下、亡国論と略称）はイデオロギー的性格を強めていくことになる。すなわち、亡国論は文字通り女子学生の増加をストップさせる言説だが、それは社会的実態として企業社会や労働力政策の要請と照応していた。労働市場では、一方で、中高年層・既婚女性の追い出しがおこなわれ、結婚退職制・若年定年制が社会問題になっていった。他方で、単純労働・事務部門のB・G・O・L、パートタイマーに大量の女性が動員され、人件費の引下げやコストダウンの路線がしかれた。

亡国論を補強するように、「主婦労働価値説」「夫

婦分業論」「家庭保育可能論」が唱導された。母性をデメリットとみる産業社会にとっても、女性を高等教育から締め出すことが政策的意味をもっていたということである。

女性の大学進学への圧力はその後にも漸増的にたかまり、この殆どを私立の短期大学が吸収した。国の大学政策はそれには目もくれなかった。

亡国論が強調する大学レジャーランドがあるとしたら、そこで遊び惚けているのは女子学生とは限らない。教育や大学を狭く歪んだ経済価値論と社会還元論の視野からしか見ない枠組みのほうが亡国的ではないのか。還元したくも就職先も職業選択の自由もない失業社会の改革は一体だれがするところなのか。

一九八〇年～九〇年代、女性差別撤廃条約（七九年）や男女雇用機会均等法の施行（八六年）のなかで、論調は変わった。一九九一年、池井優著『女子学生興国論』（共同通信社）が出版されている。亡国論は死語となったが、マンパワー論のなかでの女性の地位と権利は、いまだきびしい。さらに、大学改組のなかで、女子学生論ではなく、女子大学論（存在意義）が問われている。